

# CDMのルール改正が 日本に対して持つ意味と 日本企業への影響について

一般社団法人日本能率協会 審査・検証ユニット

池里 政弘

# 目次

0. 審査、検証、認証、認定とは
1. COP18のルール改正（主にCDM）
2. 日本に対して持つ意味と日本企業への影響
3. 今後の見通し（海外の動向を含む）

## 0. 審査、検証、認証、認定とは

用語	意味	用例
審査	要求基準を満たしているかどうかの評価	CDMの有効化審査
検証	実績の評価(手順の順守の確認も含む)	排出量の検証
認証	認証基準への適合性が審査・検証され、適合していることが第三者機関から表明されていること(Certificate)	カーボンオフセット認証
認定	(審査機関の)認定基準への適合性が審査され、適合していることが第三者機関から表明されていること(Accreditation)	国連認定 JAB認定

# GAJ協会会員22 ダブル認定取得機関は少ない

一般社団法人温室効果ガス審査協会 青字:国連認定機関、下線:JAB認定機関(ISO14065)

(株)あらたサステナビリティ認証機構

(株)EQA国際認証センター  
エイエスアール(株)

SGSジャパン(株)

KPMGあずさサステナビリティ(株)

(株)JACO CDM

(株)新日本サステナビリティ研究所

DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン(株)

テュフ・ズード・ジャパン(株)

テュフ・ラインランド・ジャパン(株)

(株)トーマツ審査評価機構

日本海事検定キューエイ(株)

日本検査キューエイ(株)

(株)日本スマートエナジー

(社)日本能率協会

(一財)日本品質保証機構

(社)日本プラント協会

BSIマネジメントシステムジャパン(株)

ビューローベリタスジャパン(株)

ペリージョンソンレジストラー クリー  
ンディベロップメントメカニズム(株)

ムーディー・インターナショナルサー  
ティフィケーション(株)

ロイド・レジスター・クオリティ・アシュ  
アランス

# 1. COP18のルール 改正（主に、CDM）

## 1.1 2013年以降の CDM等の扱いについて 政府資料より

# 2013年以降の京都メカニズムについて

2012年末のドーハ(カタール)におけるCMP8(第8回京都議定書締約国会合)の結果、2013年から始まる京都議定書第2約束期間における京都メカニズム(CDM、JI、国際排出量取引)に関する取扱いが決定された。

本資料は、2013年以降、京都議定書第2約束期間に参加しない我が国にとって京都メカニズムの取扱いがどのようになるのかについて、CMP8決定を含むこれまでの京都メカニズムの運用に関連する決定に基づく解釈を整理したものである。

平成24年12月  
環境省地球環境局市場メカニズム室  
経済産業省産業技術環境局地球環境連携・技術室

## 1. 我が国にとっての、2013年以降の京都メカニズムの取扱いについてのポイント

### 第一約束期間のクレジット(過去に決定済み)

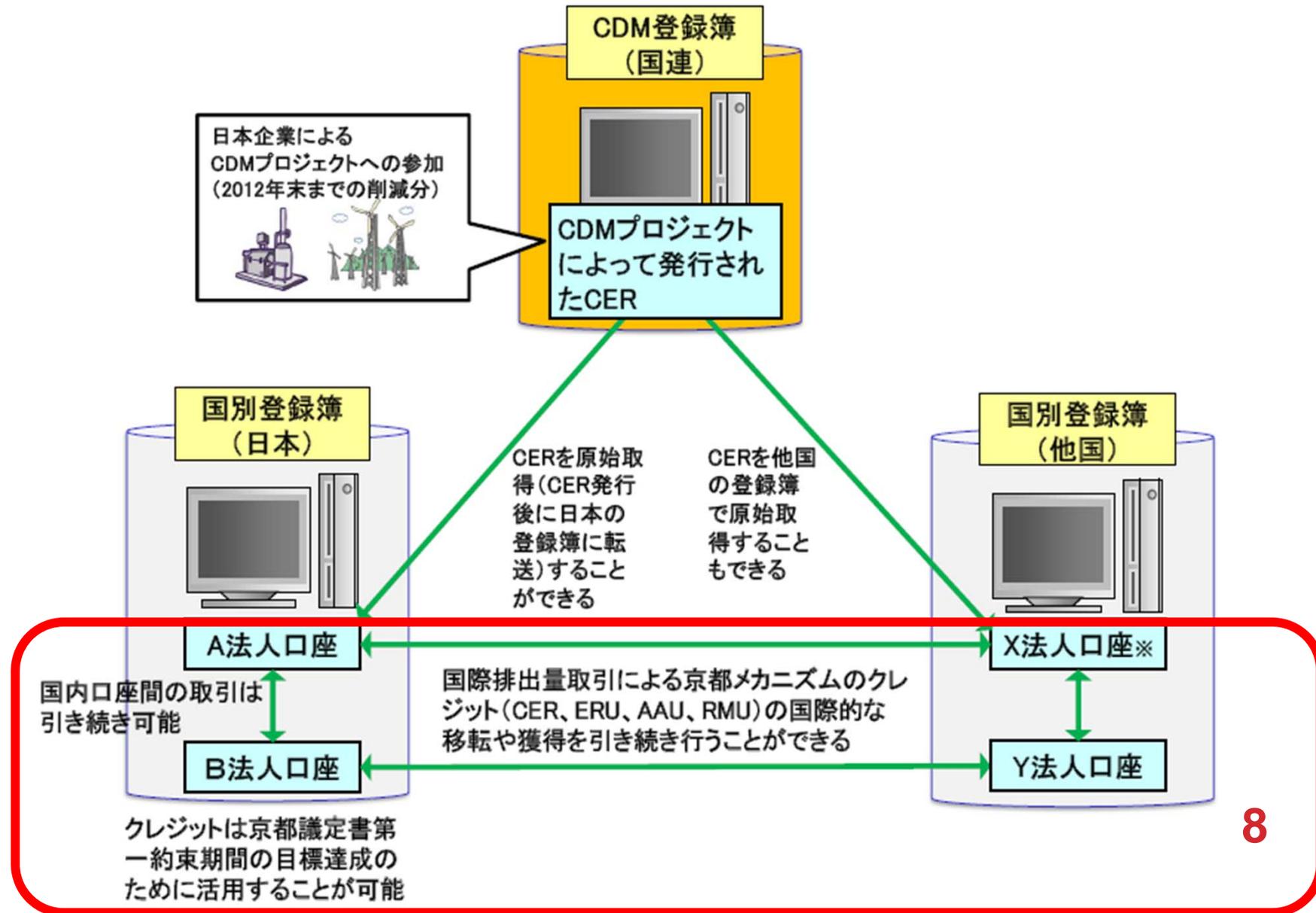
我が国は、第一約束期間の調整期間(2013年～2015年後半以降まで)は、CDMクレジット(CER)の原始取得(CER発行後に日本の登録簿に転送すること)、JIクレジット(ERU)の獲得、国際排出量取引による京都メカニズムのクレジット(CER、ERU、AAU、RMU)の国際的な移転や獲得を引き続き行うことができる。

### 第二約束期間のクレジット(COP18による決定)

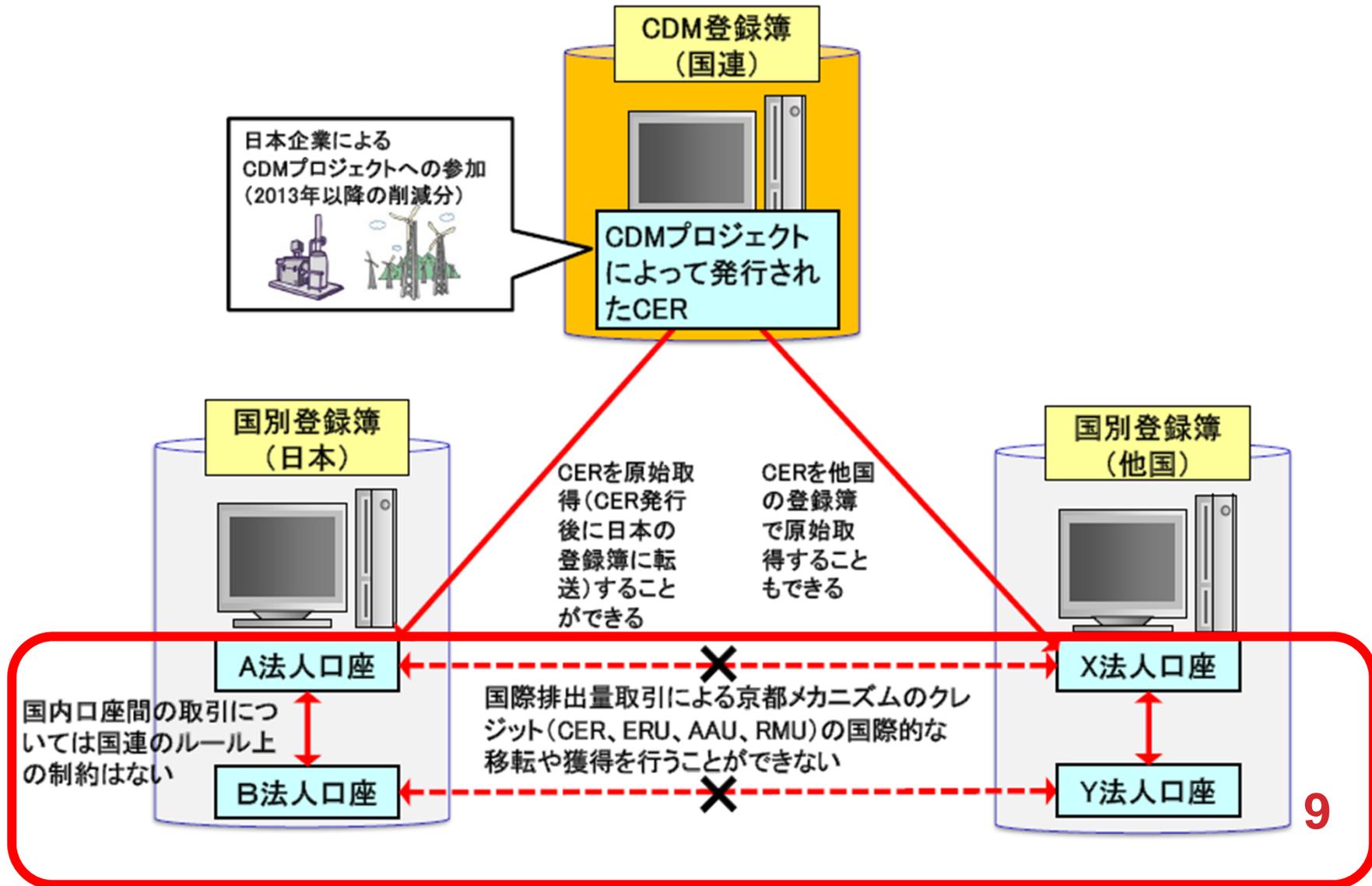
➤ 第二約束期間に参加しない我が国は、国際排出量取引による京都メカニズムのクレジット(CER、ERU、AAU、RMU)の国際的な移転や獲得を行うことはできない。

➤ ただし、登録済みのCDMプロジェクトに継続して参加し、CERを引き続き原始取得すること、及び今後登録されるCDMプロジェクトに参加し、CERを原始取得することができる。

### 3. 2013年以降における第一約束期間調整期間中(2015年後半以降まで)の 第一約束期間のクレジットの取扱い



#### 4. 2013年以降における第二約束期間のクレジットの取扱い



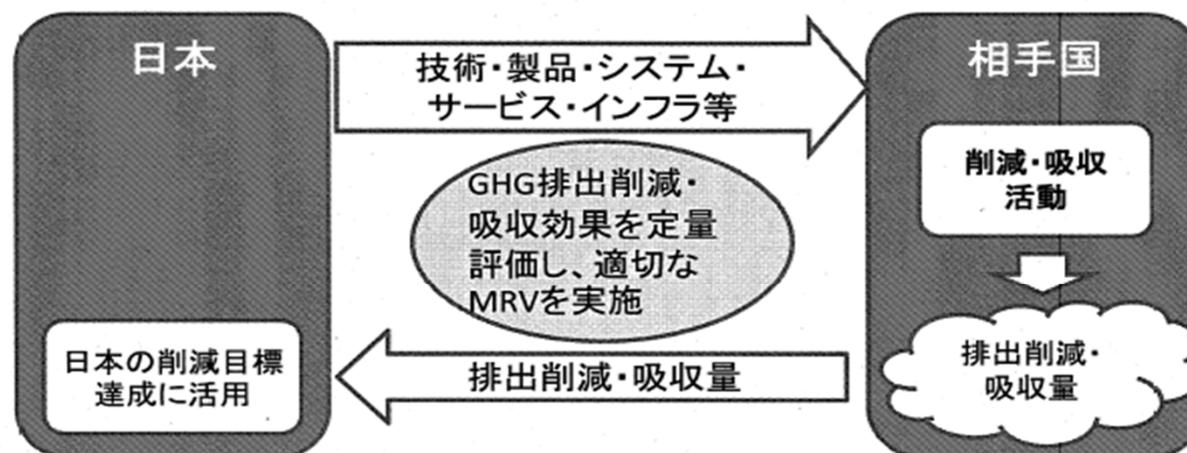
## 1.2 日本は、JCM/BOCMを提案

(1/2)

### 二国間オフセット・クレジット制度の概要

- 途上国への温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を加速し、途上国の持続可能な発展に貢献。
- 中央集権的ではなく、柔軟かつ迅速な対応が可能な分権的な制度を構築し、全世界共通の取組であるCDMを補完する制度を目指す。
- 対象とするプロジェクトの範囲やMRV(測定・報告・検証)手法については、環境十全性※を確保しつつ、途上国の状況等に応じて、より実態に即した簡素で使いやすいものとする。

※"Environmental Integrity"の和訳



#### 名称について

- Joint Crediting Mechanism (JCM) / Bilateral Offset Credit Mechanism (BOCM)

IGES/GISPRI共催「COP18及びCMP8  
報告セミナー」環境省発表資料より

(2/2)

## 平成25年度 二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業

- ✓ 我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に活用するため、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム(二国間オフセット・クレジット制度)を構築することが必要
- ✓ 制度構築に向け、海外において具体的な排出削減事業を推進するとともに、制度を実施するための手続き・ルール等を整備し、国際社会の理解を得ていくことが不可欠

事業内容(予算規模41億円)

### 制度構築に向けた取組

#### 【制度内容の検討】

- 制度設計やMRV方法論の開発、合同委員会の準備等

#### 【情報普及】

- 制度に関する最新情報等の提供や事業者等からの相談の受付

#### 【記録簿整備】

- 排出削減量の記録・管理のためのシステムの整備に向けた検討

### プロジェクト開発に向けた取組

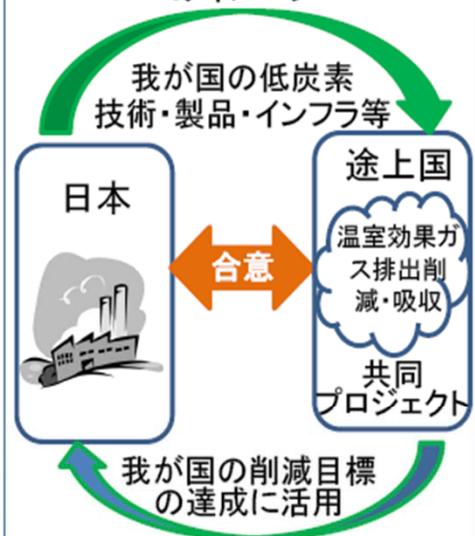
#### 【実現可能性調査】

- 制度の対象として有望な案件の発掘と実現可能性調査の実施

#### 【MRVモデル実証調査】

- 具体的な事業に基づきモデル的にMRV方法論を適用し実証を行う

### 二国間オフセット・クレジット制度のイメージ



温室効果ガス排出削減・吸収効果を定量評価し、適切なMRVを実施

※MRV: Measurement (測定)、Reporting(報告)、Verification (検証)

### 途上国政府・事業者の支援

#### 【途上国等人材育成支援】

- 制度実施のための現地の人材育成、案件発掘・形成のためのワークショップ開催等

#### 【審査・MRV体制の構築支援】

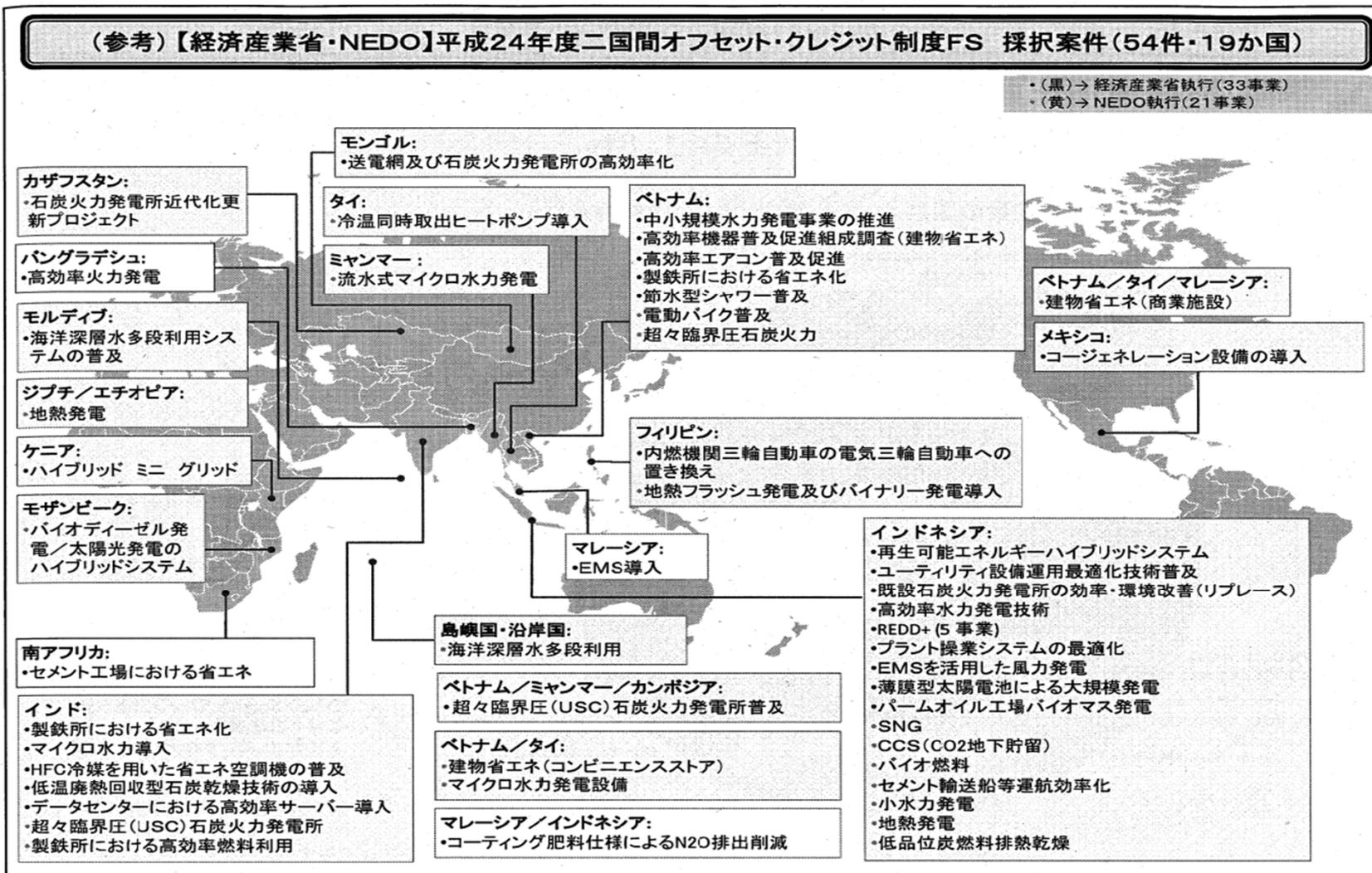
- 途上国等においてMRVを実施する検証機関の育成支援
- 専門家派遣による個別事業の審査や現地人材を招聘する研修プログラムの実施

### プロジェクトの実施支援

#### 【設備補助】

- 二国間協議が先行する途上国において、CO2排出削減事業の初期投資費用に補助を行いMRVを実施する

# 1.3 JCM/BOCMの展開状況



IGES/GISPRI共催「COP18及びCMP8 報告セミナー」 経産省発表資料より

# 1.4 COP18における結果

## COP18における結果

### COP決定

- 二国間オフセット・クレジット制度(JCM /BOCM)を含む様々なアプローチについては、実施のための「枠組み」について作業計画を実行していくことが決定。「枠組み」の機能や役割、国際的なクレジットの移動に関してダブルカウントを防止する方法等を検討していくこととなった。
- カンクン合意に基づき先進国が今後2年おきに提出する隔年報告書に関して、JCM/BOCMなど市場メカニズムの活用に関する報告事項を含む共通報告様式について合意

### 制度開始の実質的合意

- モンゴルとの間で「環境協力・気候変動・二国間オフセット・クレジット制度に関する共同声明」に両国大臣が署名し、来年の早い時期に同制度を開始すること、そのためにできるだけ早期に二国間文書に一致することを確認。2013年1月8日に二国間文書に署名。制度開始
- Bangladeshとの環境大臣バイ会談において2013年からの制度の開始に実質合意

IGES/GISPRI共催「COP18及びCMP8  
報告セミナー」環境省発表資料より

## 1.5 IGES/GISPRI共催 COP18

及びCMP8報告セミナー Q&A抜粋 2013.1.24

・安倍政権の温暖化政策は？

⇒まだわからない

・25%目標の見直しは？

⇒COP19までに、しっかり検討して行く。

・80%目標と数値目標の関係は？

⇒達成するには、技術革新が必要だ。

・第一約束期間の目標達成の計算根拠は？

⇒2012年度が、2011年度より特段増えているわけではないので、同等量を2012年度分として単純に足せば達成できる。

・JCM/BOCMがいつまでに国連の枠組みにはいるのか、入れなかったらどうするか？

⇒2020年以降の枠組みに入れるべく、努力している。

various approachには条件があるが、現時点では認められないことは考えていない。

## 2. 日本に対して持つ意味と 日本企業への影響

## 2.1 消えた国内排出量取引制度（環境省資料より）

### 地球温暖化対策基本法案の概要（平成22年3月12日・同10月8日閣議決定）

#### 法律の必要性

- 鳩山総理大臣の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

#### 法案の概要

##### 目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

##### 中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減（いずれも1990年比）
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%（2020年）とする。

##### 基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- 国内排出量取引制度の創設（法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る）
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

##### 基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
  - 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
  - 国際的協調の下の積極的な推進
  - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
  - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
  - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る等

##### 基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

➢ 原子力に係る施策

➢ 地球温暖化への適応 等

## 2.2 政府:「革新的エネルギー・環境戦略」の前途不明 (2012年9月公表)

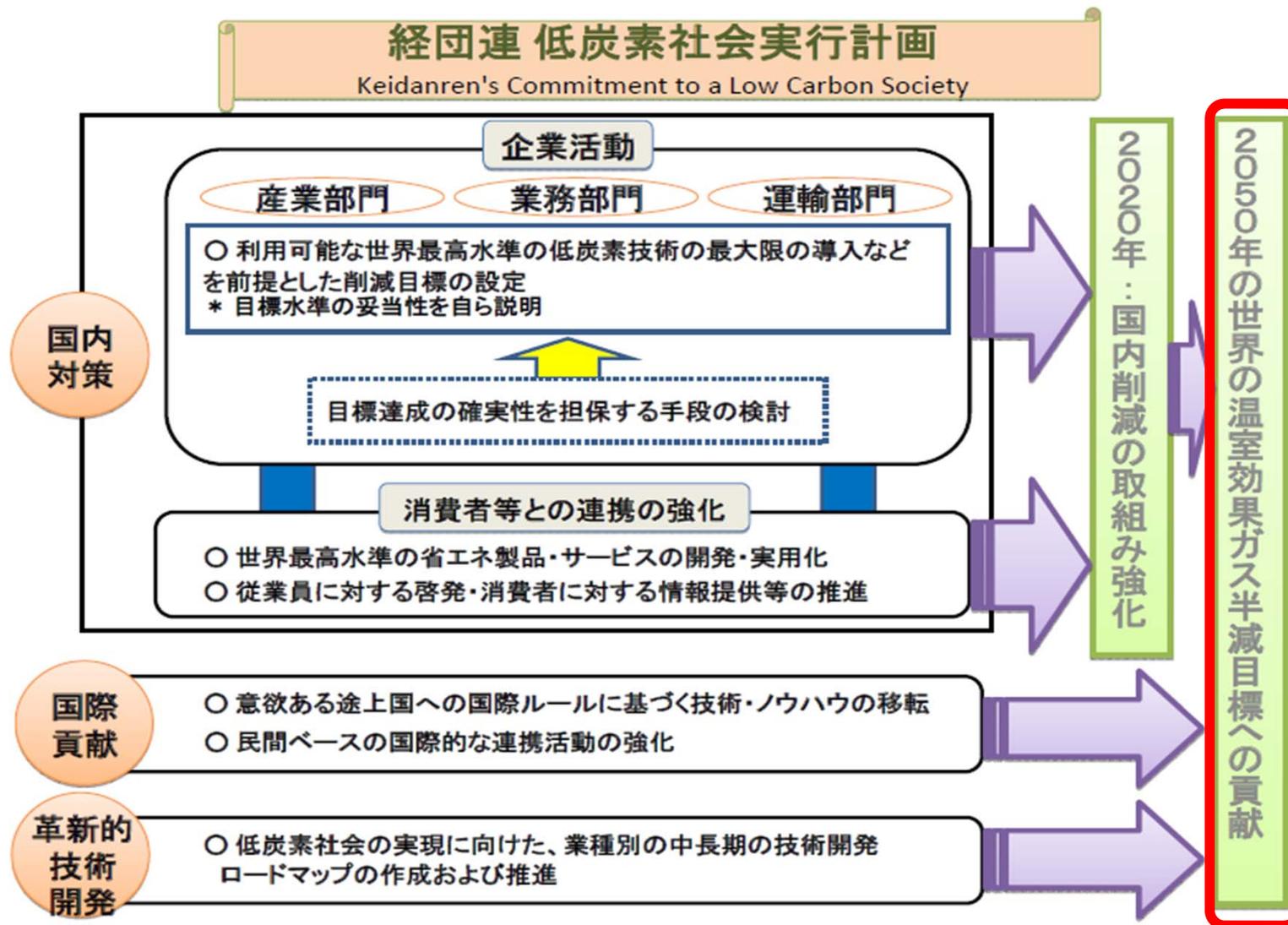
1. 原発に依存しない社会の一日も早い実現  
(1) 原発に依存しない社会の実現に向けた3つの原則、  
(2) 5つの政策、(3) 道筋の検証
2. グリーンエネルギー革命の実現
3. エネルギーの安定供給の確保
4. 電力システム改革の断行  
(「電力システム改革戦略(仮称)」(本年末目途))

5. 地球温暖化対策の着実な実施  
(2013年以降の「地球温暖化対策の計画」(本年末まで))

【参考】現・政府「産業競争力会議(議長 安倍晋三首相)」  
・戦略市場創造プラン(ターゲティングポリシー);  
1. 健康、2. エネルギー、3. 次世代インフラ、4. 農業、観光

## 2.3 経団連:「低炭素社会実現実行計画」

⇒2050年半減への貢献を目標にしている！



(経団連資料より)

## 2.4 温暖化対策制度の予算に見る動向の整理 ⇒政策の重点が見えてくる (1/2)

制度名	対象	動向
試行排出量取引スキーム	工場／事業所	2013年度で終了
国内クレジット	プロジェクト単位	2013年度にJ-VER制度と統合
J-VER (オフセット・クレジット)	プロジェクト単位	2013年度に国内クレジット制度と統合
新クレジット	プロジェクト単位	2013年度概算要求額 環境省:8.73億円 経済産業省:7億円
JVETS	工場／事業所	2013年度で終了
ASSET 先進対策の効率的実施による業務CO <sub>2</sub> 排出量大幅削減事業設備補助事業	事業所 (業務用ビル等)	2012年度開始

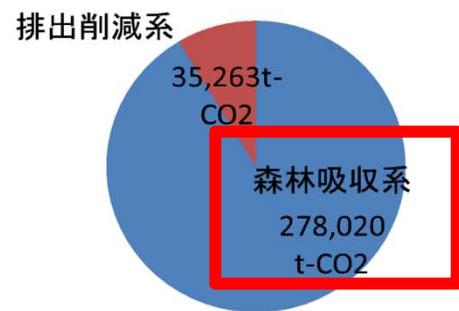
## (2/2)

制度名	対象	動向
東京都排出量取引制度	工場／事業所	2010～2014年度が 第一計画期間
埼玉県目標設定型排出量 取引	工場／事業所	2011～2014年度が 第一計画期間
カーボン・オフセット	工場／事業所 ／製品等	2012年度から新制度へ移行。 2013年度概算要求:7億円 (2012年度予算:5.75億円)
2国間オフセット・クレジット 制度	工場／事業所	経済産業省 2013年度概算要求:50.2億円 (2012年度予算:25億円) 環境省 2013年度概算要求:40.93億円 (2012年度予算:31.84億円)

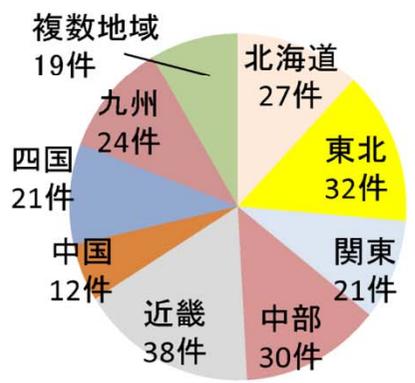
## 2.5 J-VER制度は、森林も対象（環境省資料より）

### オフセット・クレジット(J-VER)制度 認証・登録等の状況

- 2012年8月時点で、J-VER制度に登録されているプロジェクトのうち、排出削減系は102件、森林吸収系は119件、その他(産業系・農畜産系)は3件。
- J-VERの認証量で見ると、排出削減系は35,263t-CO<sub>2</sub>、森林吸収系は278,020t-CO<sub>2</sub>。
- 地域別プロジェクト登録数、排出削減系・畜産系の方法論別プロジェクト数は以下のとおり。

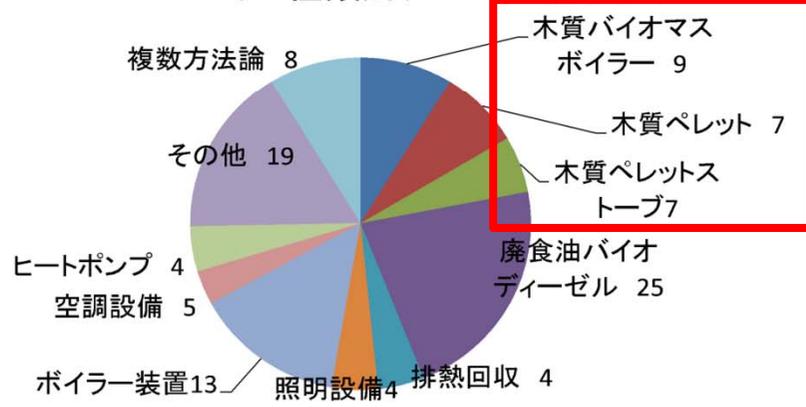


＜プロジェクト種類別登録プロジェクト数＞



＜地域別登録プロジェクト数＞

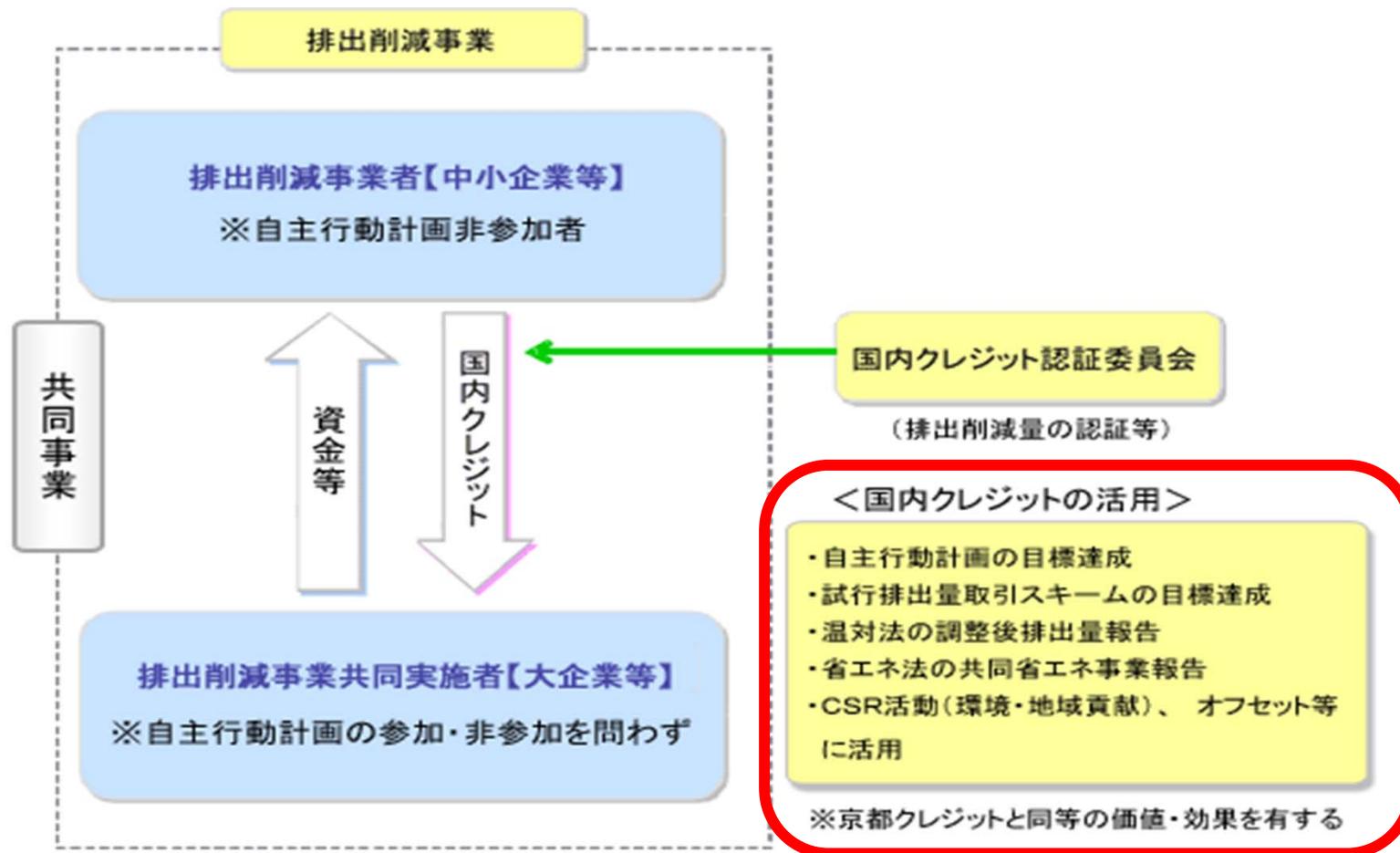
＜プロジェクト種類別クレジット認証量＞



＜排出削減系・畜産系方法論別プロジェクト数 単位:件＞

## 2.6 拡大する国内クレジットの活用範囲（経産省資料より）

大企業の技術・資金等を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、大企業が自主行動計画、試行排出量取引スキーム等の目標達成のために活用する仕組み。



## 2.7 利用者にとって、別制度である必要性は？（環境省資料より）

### J-VER制度と国内クレジット制度の比較対照表

	オフセット・クレジット(J-VER)制度	国内クレジット制度
制度の趣旨・目的	<p>&lt;国民運動の展開(カーボン・オフセットの取組を普及)&gt; 国内における排出削減・吸収の取組を一層促進するため、国内プロジェクト由来の排出削減・吸収量をオフセット・クレジット(J-VER)として認証するもの。 認証されたJ-VERは、カーボン・オフセット(事業活動等における自らの排出量を他の場所の削減量(クレジット等)で埋め合わせて相殺すること)に活用することを目的としている。</p>	<p>&lt;中小企業の排出削減対策の推進&gt; 中小企業等の低炭素投資を促進し、温室効果ガスの排出削減を推進するため、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)の下、運用を開始したものの。 認証された国内クレジットは、主として大企業が自主行動計画の目標達成のために活用することを目的としている。</p>
制度創設時期	平成20年11月	平成20年10月
制度管理者	環境省	経済産業省・環境省・農林水産省
委員会構成	<p>運営委員会(制度文書の決定等) 認証委員会(プロジェクト登録、削減・吸収量の認証等) 技術小委員会(方法論案の検討、審議等)</p>	国内クレジット制度認証委員会
対象プロジェクト	<p>温室効果ガス(6ガス) ・排出削減 ・森林吸収</p>	<p>温室効果ガス(6ガス) ・排出削減</p>
審査機関の登録要件等	<p>妥当性確認及び検証は、原則として、ISO14065の認定を受けた又は認定申請を行っている機関が実施。 妥当性確認及び検証を実施する機関は、制度管理者がISO14064-2及びISO14064-3等に準拠した形で策定したガイドラインに従って妥当性確認及び検証を実施。</p>	<p>審査及び実績確認は、国内クレジット認証委員会によって登録された審査機関及び審査員が実施。 審査機関及び審査員は、認証委員会がISO14064-3や国際保証業務基準等を参考に策定したガイドラインに基づき審査・実績確認を実施。</p>
当初想定した活用方法	カーボン・オフセット	<p>自主行動計画の目標達成 試行排出量取引スキームの目標達成</p>
上記に加え、その後実際に使われている活用方法	温対法の調整後排出量報告	<p>温対法の調整後排出量報告 省エネ法の共同省エネルギー事業報告 カーボン・オフセット</p>
事業件数・クレジット認証量(H24.4)	<p>プロジェクト登録件数: 201件 クレジット認証量(件数): 29万ト(155件)</p>	<p>承認事業計画数: 1,037件 クレジット認証量(件数): 44.9万ト(795件)</p>

## 2.8 カーボン・オフセット制度の進展

ISO14065認定取得を、認証機関の条件へ(環境省資料より)

新制度・旧制度 比較		
	新制度 (カーボン・オフセット制度)	旧制度 (カーボン・オフセット認証制度)
認証主体	カーボン・オフセット制度登録認証委員会により登録された認証機関(以下認証機関とする) ※登録要件: JIS Q 14065 (温室効果ガス妥当性確認・検証) の認定を取得済みであること	カーボン・オフセット認証制度において設置されるカーボン・オフセット認証委員会
審査主体	認証機関	気候変動対策認証センター ( (社) 海外環境協力センター )
申請書類 ダウンロード先	カーボン・オフセット制度HP: <a href="http://www.jcs.go.jp/index.html">http://www.jcs.go.jp/index.html</a>	カーボン・オフセット認証制度HP: <a href="http://www.4cj.org/label/index.html">http://www.4cj.org/label/index.html</a>
申請書類 提出先	認証の審査を依頼する認証機関	気候変動対策認証センター ( (社) 海外環境協力センター )
手数料	各認証機関の規程による	制度管理者の規程による
認証 スケジュール	各認証機関の規程による	カーボン・オフセット認証委員会開催スケジュールによる
ラベル 認証情報	 認証番号: CO2XXXX URL: www.jcs.go.jp 認証取得者: ○○株式会社	 認証番号: 4CJ-XXXXXXX URL: www.4cj.org 認証取得者: ○○株式会社
制度管理者	環境省	気候変動対策認証センター ( (社) 海外環境協力センター )
制度事務局	(平成24年度) 気候変動対策認証センター ( (社) 海外環境協力センター )	気候変動対策認証センター ( (社) 海外環境協力センター )

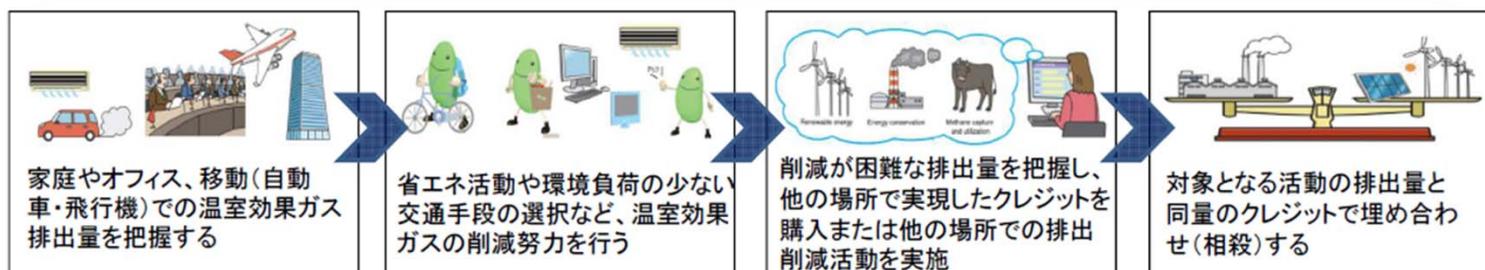
## 2.9 新クレジット制度のスタート

⇒2013年4月1日（環境省）

### カーボン・オフセット等に用いる新クレジットの創出事業(8.7億円)

#### <カーボン・オフセット>

市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量(クレジット等)で埋め合わせる



#### 事業概要

##### 信頼性の高い新クレジットの創出

・新クレジット制度の円滑な運営と適切な情報提供、新クレジットの認証、プロジェクト種類の承認等

・広く一般より募集したプロジェクトに関する方法論等の事業実施可能性等を助成した策定支援  
・新クレジットの認証取得支援を通じたプロジェクトの発掘

・新クレジット制度を効率的に運営するための登録簿システムの開発・運用・保守

新クレジットの取組促進を通じ、我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、中小企業や農林分野を含めた国内投資の促進、雇用促進につなげ、地域活性化に寄与

## 2.10 まだ決まらない制度の詳細（環境省の資料より）（1/2）

### 新クレジット制度の在り方について(取りまとめ)の概要①

#### <国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて>

- ・2つのクレジットを創出する制度が併存するという分かりにくい状況を解消し、クレジット制度の活性化を図るうえで、2013年以降のクレジット制度の継続に当たっては、両制度を統合すべきである。
- ・新制度の設計に当たっては、以下4つの理念に基づいて制度を構築すべきである。
  1. 現行の両制度の優れている点を取り入れ、相互補完し、多様な主体が参加できる制度とする。
  2. 環境の観点からみて信頼が得られるものとともに、使いやすく適用範囲の広い利便性のある制度とする。
  3. 地域資源の活用による温室効果ガス削減に向けた地域の取組やクレジットの地産地消を後押しし、地域活性化につながるような制度とする。
  4. 国際的にも評価され、海外における取組においても参考とされるような内容となることを目指す。

#### <新制度構築に当たっての基本的な考え方>

- (1) **制度の対象者の範囲**については、制限を設けない。ただし、ダブルカウント防止のため、活用先をCSR活動や、カーボン・オフセットに限定する等の制限を設ける等、クレジットの活用先と合わせて検討すべきである。
- (2) プロジェクト実施時に購入者を確保しておくかどうかは、各プロジェクト事業者の判断に任せることとし、新制度において**共同実施者の要件**は設けないこととすべきである。
- (3) ①ISOを視野に入れた制度設計や信頼性の高い**MRV(排出削減量等の算定・報告・検証)手法**の確立が必要である。また、ISO14065の認定を審査機関の要件とするべきである。  
②1) 日本全体の排出量の算定、2) 政府の目標達成計画上の削減効果の計上、3) 個別企業のクレジットに係る環境価値の3ケースにおける対応の可否と講ずべき措置を整理。これらの整理及び措置によりこれまで以上に**ダブルカウントの防止**が徹底されるものとする。
- (4) クレジットの需要を喚起し、制度を活性化するため、新制度の**クレジットの活用先**は幅広く考えるべきであり、低炭素社会実行計画や、CSR活動やカーボン・オフセットへの活用を含め現行の活用先は維持される制度とすべきである。

(2/2)

## 新クレジット制度の在り方について(取りまとめ)の概要②

- (5)①投資インセンティブ及び保守性の観点からベースラインとして適切な機器やその効率等を設定した上で、**設備の新設に関する方法論**も認めるべきである。
- ②投資回収年数が長い設備については、個別プロジェクトごとの投資回収年数の判断をせずに追加性を認める**ポジティブリスト方式**を採用すべきである。
- ③新制度においても、**移行限界電源方式**を採用すべきである。
- ④既存の制度との継続性や追加性の考え方にも留意しつつ、新制度における**承認前に開始されたプロジェクト**の取扱いについて検討する必要がある。
- (6) 現行の**都道府県J-VER**や、さらに単一の都道府県によらない広域の取組によるクレジット認証等を認め、活用先も幅広く考えるべきである。
- (7) 新制度においては、**制度運営と方法論の承認を行う委員会**と、個別プロジェクトの承認とクレジットの**認証を行う委員会**の2つを設置することが適切である。
- (8) 新制度の**終期**は2020年度とし、2021年度以降については、改めて検討を行うことが適当である。
- (9) **移行措置**を考えるに当たっては、これまで両制度に参加してきた事業者が不利益を被ることなく、極力手続上の負担も生じないような措置を取ることが望ましい。

### 今後のスケジュール

**2012年**

12月以降

新しいクレジット制度の運営委員会において、運営規則の報告や方法論等の審議・承認を行う。

**2013年**

4月～

新しいクレジット制度の開始

## 2.11 東京都制度の、第2計画期間の削減目標は？（環境省資料より）

### 排出量取引制度に関する都道府県の動向

【東京都】 東京都環境確保条例を改正し、「地球温暖化計画書制度」から削減結果を求める「総量削減義務と排出量取引制度」へと強化(2010年4月から開始)(詳細は後述。)

対象期間	第一計画期間：2010～2014年度（以後、5年度ごとの期間）
対象者	「前年度の燃料・熱・電気の使用量が、原油換算1500kl以上の事業所」の所有者（1,332事業所（平成22年3月末現在）、カバー率は都の業務・産業部門の排出量の約4割（都の排出量の約2割））
総量削減義務 （割当方法） ＜罰則あり＞	「基準年度排出量（2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度）」×「削減義務率」（▲6%、▲8%）×「計画期間」 ※グランドファザリング方式による無償割当
排出量取引	都の認定を受けた超過削減量（対象事業所が義務量を超えて削減した量）、都内中小クレジット（都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量）、都外クレジット等を取引可能。

【埼玉県】 埼玉県地球温暖化対策推進条例により、県が事業者の目標を設定し、事業者の排出削減量の取引を認める制度（「目標設定型排出量取引制度」）を創設(2011年4月から開始)。

対象期間	第一計画期間：2011～2014年度（以後、5年度ごとの期間）
対象者	「前年度の燃料・熱・電気の使用量が、原油換算1500kl以上の事業所」の所有者（県内の約600事業所が該当。）
総量削減義務 （割当方法） ＜努力義務＞	「基準年度排出量（2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度）」×「削減義務率」（▲6%、▲8%）×「計画期間」 ※グランドファザリング方式による無償割当
排出量取引	県の認定を受けた超過削減量（対象事業所が義務量を超えて削減した量）、中小クレジット（県内中小規模事業所の省エネ対策による削減量）、森林吸収クレジット（森林吸収による二酸化炭素削減相当量）等を取引可能。

※平成22年9月17日、東京都と埼玉県は、①両都県で相互にクレジット取引を可能にするなど制度設計及び運営における連携・協力、②首都圏への波及に向けた取組の拡大、③国における実効性ある制度の早期実現を目指した取組の推進、について協定を締結。

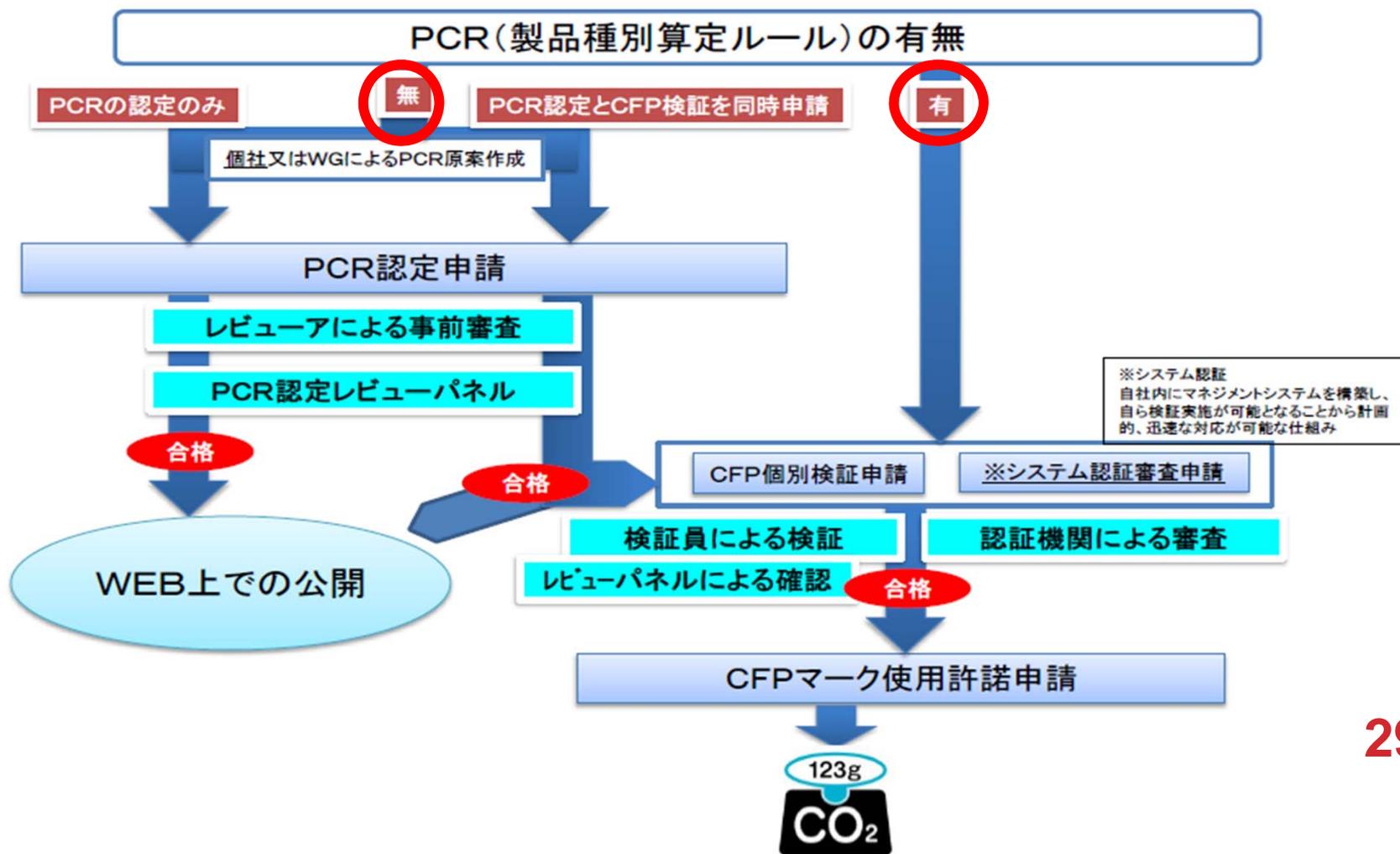
### 3. その他関連制度

30を超える都道府県、政令市において、温室効果ガスの排出削減の取組等に係る計画の策定及び知事等への提出等を義務付ける制度を制定している。

## 2.12 その他の制度:カーボンフットプリント ⇒オフセットへ

(産環協の資料より)

新CFPプログラム運用スキーム図(基本イメージ)



### 3. 今後の見通し (海外の動向を含む)

### 3.1 日本以外では進展する排出量取引制度（環境省の資料より）

#### 世界各国における排出量取引制度の検討・実施状況

##### < 欧州 >

- EUでは、2005年から約10,000施設を対象とする義務的な排出量取引制度（EU-ETS）を実施中。2005年～2008年の第1フェーズを経て、現在は第2フェーズ（2008～2012年）を運用中。第3フェーズ（2013～2020年）から、対象部門への拡大、原則オークションによる割当の実施など大幅な制度の改正が行われている。

##### < 北米 >

- 米国では、連邦レベルの制度構築に向けた法案が下院を通過したが、法案成立には至らず、第111回議会の閉会に伴い廃案。
- 州レベルでは、米国北東部9州（RGGI）が2009年から義務的な制度を実施中であり、カリフォルニア州及びケベック州（カナダ）でも、2013年1月から開始。

##### < オセアニア >

- ニュージーランドは、2008年から制度を開始し、順次対象分野を拡大。
- オーストラリアでは、2012年7月から固定価格による炭素価格付け制度を導入し、2015年からキャップ&トレード方式による国内排出量取引制度へと移行予定。

##### < アジア >

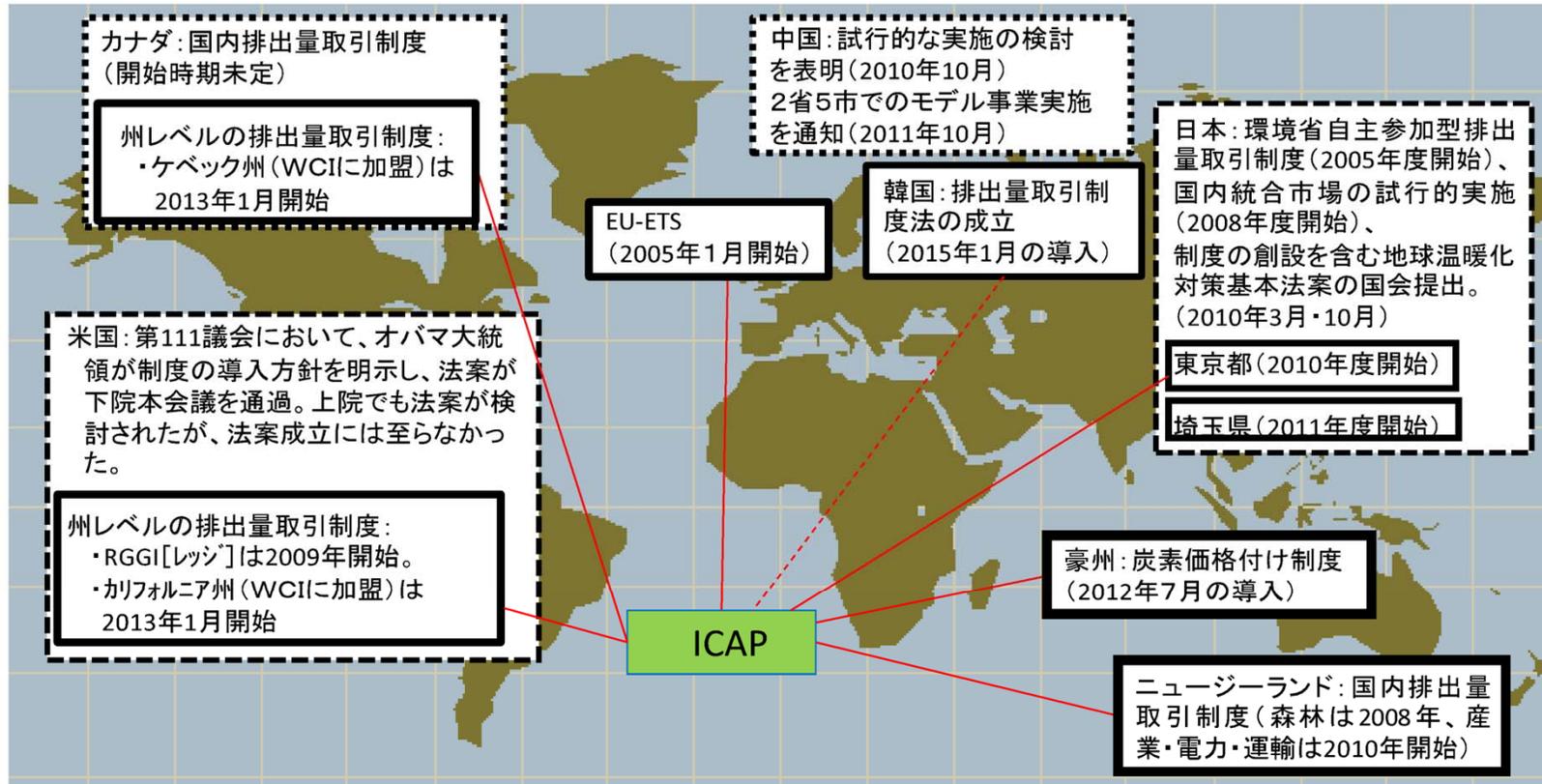
- 韓国は、2012年5月に排出量取引制度法が成立。2015年1月から開始予定。
- 中国も、2010年10月に試行的な実施の検討を表明し、2011年10月に2省5市でモデル事業を実施することを通知。

## 3.2 東京都は政府に先駆けてICAPに参加

(環境省の資料より)

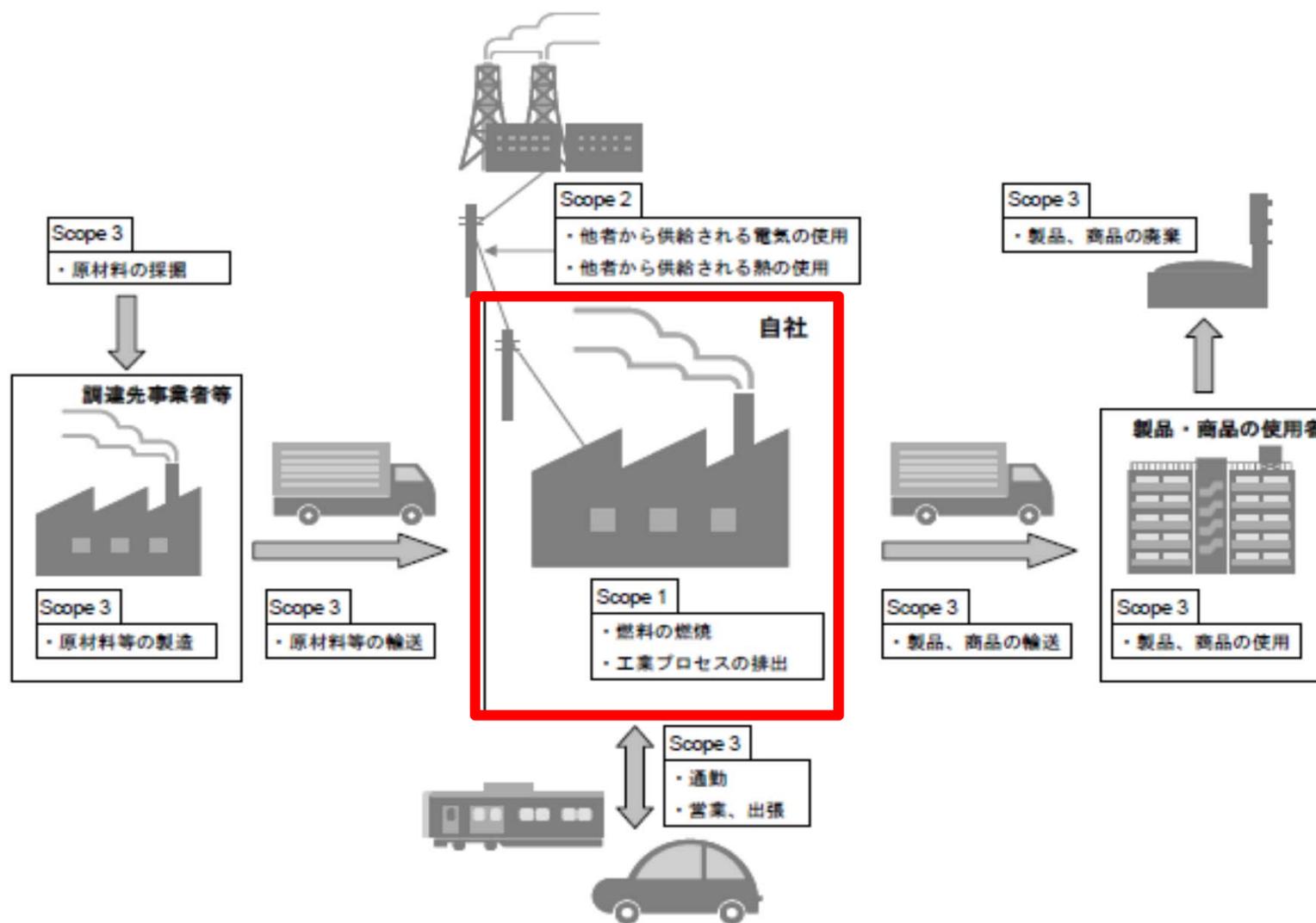
### 世界での排出量取引制度に関する検討・実施状況

※太枠は制度実施中又は実施が決定、点線は検討中。



- 2007年10月、EU主要国、米及びカナダの数州、ニューージーランド等は国際炭素行動パートナーシップ (ICAP [アイキャップ]) を創設。各国各地域の制度を国際的にリンクするためのルール作りを開始。  
※現在、欧州委員会及びEU主要国、RGGI等参加の米国・カナダの各州、オーストラリア、ニューージーランド、東京都が参加。韓国、ウクライナ及び日本国環境省がオブザーバー参加。

### 3.3 広がるGHG管理の対象: サプライチェーン



出典: サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver1.0 環境省 経済産業省 より抜粋

## 3.4 企業の取り組み事例:

### 温暖化対策の必要性は変わらない

1. 「温暖化対策 取引1万社と」 パナソニック排出削減促す
  - 国際基準「スコープ3」に先手。
  - 取り組み事例: キリンホールディングス、大林組、富士通  
(2012年2月19日、日本経済新聞)
2. 「東芝 排出量算出に新基準」 温暖化ガス製品使用時まで把握
  - 世界規模で抑制へ
  - NEC、ホンダ、日本郵船、カシオ計算機、シャープも対応  
(2012年9月15日、日本経済新聞)
3. 「キヤノン、全製品把握」 部材や廃棄含む総CO2排出量
  - 国際基準に対応、調達費削減狙う
  - カーボンフットプリント(CFP)を導入。  
(2012年12月4日、日本経済新聞)

## 3.5 審査・検証機関のボヤキ

- ・地球温暖化対策基本法に代わる、新しい法的根拠が未整備
- ・国連認定維持の意味は？
- ・メインのマーケットが存在しないのに、JAB認定費用が高すぎる
- ・新クレジットは、本当に4月からスタートできるのか
- ・レッドオーシャン、体力勝負
- ・検証コストに対する、社会的な理解の未形成

GHG検証

# JMACC(地球温暖化対策センター) のGHG検証サービス



## CDM、二国間クレジット制度

- 2009年3月にDOE(国連認定検証機関)として登録。
- 小水力発電プロジェクト、高効率設備導入プロジェクト等の審査・検証を実施。  
(これまで、一度も国連からのReview要請無しでストレートで審査をパス)

## 試行排出量取引制度

- 2008年の制度開始と共に検証機関として登録。
- こまで数十の事業所の検証を実施。

## 国内クレジット制度

- 2008年10月の制度開始と共に審査機関として登録。
- ボイラーの更新、工業炉の更新、空調設備の更新などの審査・検証を多数実施。

## カーボン・オフセット認証制度 J-VER制度

- 2008年11月の制度開始と共に検証機関として登録。
- 森林管理プロジェクト、排出削減プロジェクトの審査・検証を数十件実施。

## 東京都・埼玉県排出量取引制度

- 2009年8月に検証機関として登録。
- 2010年度に特定温室効果ガス、その他ガス削減量、都内外クレジットの審査を約100件実施。

## プライベート検証

- 国内大手企業の本社を含む国内関連会社21社の2007年度排出量検証を実施。
- サプライチェーン排出量検証も対応可

## CSRレポート検証

- GHG検証
- GHG以外の環境情報等への検証・保証を実施

ご清聴、ありがとうございました。

〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22  
一般社団法人日本能率協会  
審査・検証ユニット 地球温暖化対策センター  
TEL: 03-3434-1245 FAX: 03-3434-2886

